

氷室作太夫家住居を再発見する プロジェクト かわら版

第5号
H29.12

発行/津島の
宝物ひろめ隊
津島市本町1
丁目26番地

●プロジェクトの内容

津島の宝物ひろめ隊は、まちの地域資源は津島の宝物と考えその魅力を広める活動をする市民活動団体です。

そこで、氷室作太夫家住居の価値や魅力を再発見(再認識・再評価)し、利活用案とそのために必要な整備案を取りまとめて、市民の皆様始め、一般の方々に発信する活動を進めていきます。

●第5回活動報告(12/9)

テーマ:「歴史的建造物をまちづくりに活かす」
講師:津村 泰範(つむらやすのり)氏

津村泰範氏プロフィール

長岡造形大学造形学部建築・環境デザイン学科准教授。1997年東京大学大学院修士課程(藤森研究室)修了後、古民家再生を標榜する(株)降幡建築設計事務所(長野県)に勤務を経て、2004年～2016年(株)文化財保存計画協会に勤務し、歴史的建造物の再生、文化財建造物や史跡等の保存整備計画・修理や復元の調査設計監理・登録文化財の技術指導等に携わる。

平成29年12月9日(土)にプロジェクトの第5回目を開催し、事務局を含め22名の参加がありました。

第1部では講師とともに氷室作太夫家住居を見学し、第2部では講演会を行いました。

●講師のお話～一部を紹介します～

民家再生が伝統的建造物群保存地区につながる

- ・降幡設計事務所時代に手がけた「長野県千曲市・蔵し館(くらしかん)」、「塩尻市平沢・S邸」の2つの事例は、どちらも単体の民家を再生したものである。どちらの地区も後に伝統的建造物群保存地区に選定され、手がけた建物は伝統的建造物(特定物件)に指定された。ひとつひとつの民家の再生が地区全体の保存地区選定につながったと言える。

歴史的建造物の再生にはメリハリが必要

- ・最初から「文化財畑」出身の方は、建物の「復元」に価値を置く傾向がある。でも、自分は途中から文化財の世界に入ったので、「復元の意義があるもののみ復元する」という意見である。建物の中で保存の意義がない部分については思い切って「減築」し、必要な機能は付加するなど、活用方法やコストを見据えたメリハリある視点が大切である。



参加者の記念写真。中央が津村先生。



スライドより。再生後の「蔵し館」。

●会場から質問など

会場:歴史的建造物の保存にはお金がかかるのが問題である。

講師:建物を活用して事業をするという視点を持ち、金融機関から資金調達するという選択肢も考えていくことが必要だと思う。

会場:空家となっている歴史的建物の活用には行政が関わる必要があるのでは。

講師:建物オーナーの意識喚起が大切である。そのままにしておくのではなく、貸したり売ったりする方が有利だと思わせる仕掛けが必要である。

●次回のお知らせ

次回は1月13日(土)午後1時30分より(仮称)「伊勢河崎のまちづくりについて」をテーマに津島まちや・まちなみ再生機構事務所(津島市本町1丁目26番地)の2階で開催いたします。講師に高橋徹氏(三重県伊勢市河崎で歴史的建造物が残る河崎のまち並みや建物を残し活用しながら、まちづくりをされている『NPO法人伊勢河崎まちづくり衆』理事長)をお招きする予定です。

参加希望者は090-4257-0011もしくはメール:

info@tsushima-machiya.net 迄。

史料紹介

津島天王社の構成員に関する基礎史料「尾州津嶋天王嶋萬覚書之帳」

氷室作太夫家文書の中に、江戸時代の津島天王社の構成員について記した「尾州津嶋天王嶋萬覚書之帳」という史料があります。これは渡邊氏所蔵本より書写されたものですが、津島神社にある史料が原本とされているものです。この史料は、林淳氏「津島御師の旦那場経営」(『愛知県史民俗調査報告書4 津島・尾張西部』平成13年愛知県総務部総務課泉史編さん室発行)で翻刻紹介され、その内容から得られるデータをまとめた(表)社家一覧も合わせて掲載されています。当時の神職の階級、構成員の所有する所領、境内内外の末社・堂社、神田が分かる史料です。以下に転載、紹介します。

(表)社家一覧

	名前	身分	所領高	官位	檀家寺	社内末社堂社	社外末社・神田	備考
1	氷室家(神主家)	神主	一〇三八石八斗二升九合	延宝三年勅許	常楽寺	天王本社、若宮、当下御前社、王御前社、居森社、大日社、疱瘡宮、屋子御前社、橋居森社、三重塔、瑠璃光寺薬師堂		藩主御目見
2	堀田右馬太夫	神官	九石七斗六升三合	吉田家	興禅寺	八王子社、蛇毒鬼神社、弥五郎社、弁財天女社	神明田	藩主御目見
3	河村九郎太夫	神官	五石五斗	吉田家	大隆寺	米御前社	神田(一五)	藩主御目見
4	堀田番頭太夫	神官	八石八斗七升六合	吉田家	興禅寺	八王子社、大社御前社	立田新田大成村天王社神田	藩主御目見
5	真野太郎太夫	神官	三石一斗六升八合	吉田家	延命寺	星宮		藩主御目見
6	服部源八太夫	神官	七石六斗一升	吉田家	大隆寺	婆利妻女社		藩主御目見
7	服部勾當太夫	神楽方	五石三斗六升七合	吉田家	蓮花寺			藩主御目見、後に村主の姓
8	平野三郎太夫	神楽方	三石二斗八升五合	吉田家	興禅寺	児御前社、千手堂、弁財天女社		藩主御目見
9	大矢部刑部太夫	神楽方	一一石七斗七升一合		西方寺	舟着御前社、塵宮、経堂		
10	服部又四郎太夫	神楽方	二石四斗五升一合			多度御前社		服部殿右衛門と石原多門が隔年交代で勤める
11	田中彦太夫	神楽方	五石二斗七升七合		芳地院			
12	氷室光太夫	神楽方	七石五斗五升		常楽寺	金燈籠、瀧御前社	立田新田立石村神田	
13	服部乙若太夫	神楽方	六石五升二合		延命寺	矢御前社	御芦山	
14	堀田左一太夫	神子方	二石五升九合		興禅寺			
15	宇都宮右一太夫	神子方	二石六斗八升四合		宝泉寺			
16	堀田開田太夫	神子方	二石七斗七升五合		宝泉寺		市神三社	
17	大矢部孫七太夫	神子方	四石六斗二升四合		常楽寺			
18	服部左源太夫	神子方	四石四斗四升三合		興禅寺		天王社(四)、神明社(一)	
19	堀田右京	庶子			興禅寺		山路神田中村天王社神田	
20	堀田吉左衛門	庶子			興禅寺			
21	堀田権太夫	庶子			興禅寺			
22	堀田主税	庶子			興禅寺			
23	堀田五郎右衛門	庶子			興禅寺			
24	堀田三太夫	庶子			興禅寺		大森村天王社神田	
25	堀田平太夫	庶子			西方寺			
26	真野八左衛門	庶子			延命寺			
27	服部八太夫	庶子			延命寺			
28	服部勘之助	庶子			延命寺			
29	服部竹之助	庶子			延命寺			
30	平野七太郎	庶子			興禅寺			
31	氷室作太夫	庶子			常楽寺			
32	明星院	社僧	二一石六斗七升九合	法印		地藏堂、三宝荒神社		藩主御目見
33	実相院	社僧	六石一升四合	法印		多宝堂、毘沙門堂、神宮寺	灯明田、諏訪村神田	藩主御目見
34	観音坊	社僧	九石六斗七升	阿闍利				藩主御目見
35	宝寿院	社僧	七石九斗六升八合	平僧		多宝堂、神宮寺、十王堂	松川村氏神一社	藩主御目見
36	車屋一〇人						阿原車田	
37	服部平左衛門 宇佐見又右衛門						市江車田	
38	勘右衛門						九月神事の御供田	
39	春縣祭礼頭人					蘇民社		
40	秋縣祭礼頭人					柏社		
41	本願彌宜一〇人							流鎚馬神役を勤める

(注1) 1~35が津島天王社の構成員、36~41はそれ以外の人々である。(注2) 身分の項目の「庶子」は庶子禰宜のことである。(注3) 社内末社堂社の項目として、社僧全員で所有している施設として大黒天堂、東楼門、熱田明神社、外宮、内宮、南門、一切経堂、護摩堂、法華堂がある。(注4) 社外末社・神田の項目の、()内の数値は、數量を表す。(注5) 官位の項目は原史料にはなかったが、参考のために翻刻者が追加したものである。「吉田家」とは、寛文六年に吉田家より紗狩衣を許可されたことを意味する。